

埼玉柔道連第 2023-60 号
令和 6 年 3 月 27 日

理事長
副会長・副理事長
支部柔道連盟会長
中体連・高体連
大学・警察代表者 様

埼玉県柔道連盟
会長 中島 政司
(公印略)

新年度における昇級・昇段審査の受審について (通知)

平素、本件柔道の振興、発展にご理解・ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件につき、下記のとおりご連絡致します。

記

- 1 年度始め(4月)時期における昇級、昇段審査の受審について
原則未登録者は、受審できない。
但し、中学生、高校生については、学校顧問の引率があれば受審を認める。
- 2 新年度(4月)より
昇段証書があれば修行年限に関わらず受審することができる。
但し、修行年度と得点が「講道館昇段資格に関する内規」に示されている評定を
満たしていなければ合格とならない。
得点については、講道館、全日本柔道連盟及び埼玉県柔道連盟が主催または後援
した大会のものとする。
修行年数及び得点が条件に満たした後、各評定される形を受審し、合否を決定する。
- 3 問合せ先 埼玉県柔道連盟 事務局 TEL 048-822-5891